

静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県規則第5号

静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成11年静岡県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(受理書)</u></p> <p><b>第53条</b> 知事は、<u>条例第13条第1項、第14条第1項、第15条第1項、第35条、第36条、第36条の2、第38条、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項、第63条第1項、第64条第1項、第65条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第82条第1項、第91条第1項、第92条第1項又は第93条第1項の届出を受理したときは、様式第22号による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。</u></p> <p><b>別表第4</b> (略)</p> <p>一般粉じん発生施設の構造等に関する基準</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p><b>第53条</b> <u>削除</u></p> <p><b>別表第4</b> (略)</p> <p>一般粉じん発生施設の構造等に関する基準</p> <p><u>次の各号のいずれかに該当すること。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号別紙1中「 $\text{Nm}^3/\text{時}$ 」を「 $\text{m}^3/\text{時}$ 」に改め、同様式別紙1に次のように加える。

備考 総排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態における量に換算したものと  
する。

様式第3号別紙2中「 $\text{Nm}^3/\text{h}$ 」を「 $\text{m}^3/\text{h}$ 」に、「 $\text{g}/\text{Nm}^3$ 」を「 $\text{g}/\text{m}^3$ 」に、「 $\text{mg}/\text{Nm}^3$ 」を「 $\text{mg}/\text{m}^3$ 」に改め、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 排出ガス量及びばい煙量については温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、ばい煙の濃度については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。

様式第3号別紙3中「 $\text{Nm}^3/\text{h}$ 」を「 $\text{m}^3/\text{h}$ 」に、「 $\text{g}/\text{Nm}^3$ 」を「 $\text{g}/\text{m}^3$ 」に、「 $\text{mg}/\text{Nm}^3$ 」を「 $\text{mg}/\text{m}^3$ 」に改め、備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 排出ガス量及びばい煙量については温度が零度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」

という。)における量に、ばい煙の濃度については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。

様式第7号中「Nm<sup>3</sup>/h」を「m<sup>3</sup>/h」に、「g/Nm<sup>3</sup>」を「g/m<sup>3</sup>」に、「mg/Nm<sup>3</sup>」を「mg/m<sup>3</sup>」に改め、備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同様式に備考1として次のように加える。

1 硫黄酸化物の排出ガス量及び硫黄酸化物の量については温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、ばいじん、塩素、塩化水素、弗素及び弗化水素並びに鉛及びその化合物については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものと

する。

様式第22号を次のように改める。

#### 様式第22号 削除

##### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にされた改正前の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第53条の届出に係る受理書の交付については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により提出されている協議書は、改正後の静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則の相当する様式により提出された協議書とみなす。

4 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。